

新穂地域づくり協議会災害時協力井戸登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」に基づき、災害時に供給が困難となる恐れのある生活用水(非飲用)を確保するため、新穂地区の井戸を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)の協力を得て、地域住民等へ井戸水を提供することを目的とする災害時協力井戸(以下「協力井戸」という。)の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 新穂地域づくり協議会の会長(以下「会長」という。)は、次に掲げる要件を備える井戸を協力井戸として登録するものとする。

- (1) 井戸の所有者等が現在使用しており、今後も引き続き使用するものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 別表第1に定める水質基準を満たしていること。
- (4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ(電動又は手動)又はつるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸の周囲(井戸の上も含む。)に水を汚染するようなものがないこと。
- (7) 地域住民等に周知できるよう井戸の所在地、所有者等の必要事項を公表できるものであること。

(登録等の手続)

第3条 協力井戸として登録しようとする井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録申込書(様式第1号)により、会長に申し込むものとする。

2 会長は、前項の申込みがあったときは、必要な調査等を行い、登録の可否を決定したときは、速やかに申込者に対し、災害時協力井戸登録決定等通知書(様式第2号)を送付するものとする。

3 会長は、前項の規定により登録することを決定したときは、申込者に対し、「災害時協力井戸の家」標識、「災害時協力井戸」プレート及び簡易水質検査試薬を交付するものとする。

(水質検査等)

第4条 会長は、前条に規定する申込みがあったときその他必要があると認めるときは、別表第2に掲げる項目について水質検査を実施するものとする。

2 協力井戸の所有者等は、災害時に井戸水を使用させる際は、使用させる前に登録決定時に配布した簡易水質検査試薬及び外観点検等により水質を確認するものとする。

(標識等の掲示)

第5条 協力井戸の所有者等は、門、扉、塀等近隣から見える場所に「災害時協力井戸の家」標識を掲示し、災害時には「災害時協力井戸」プレートを協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示するものとする。

(利用条件の周知)

第6条 会長は、災害時に協力井戸を利用しようとする者(以下「利用者」という。)に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 協力井戸の利用は、協力井戸の所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 協力井戸の利用は、協力井戸の所有者等の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (3) 協力井戸の所有者等から協力井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(協力井戸の情報管理)

第7条 会長は、協力井戸に関する情報等を適正に管理するものとする。

2 会長は、災害時に地域住民等が協力井戸を利用できるようにするため、当協議会のホームページ、地域づくり通信等の広報紙に協力井戸の所在地及び利用条件等協力井戸に関する情報を掲載し公表するものとする。

3 会長は、協力井戸の所有者等名簿、協力井戸の所在地等協力井戸に関する情報を自主防災会及び佐渡市等の防災関係機関に提供するものとする。

(登録内容の変更手続)

第8条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸登録変更届出書(様式第3号)により会長に届け出るものとする。

(1) 世帯主の変更又は相続等により、協力井戸の所有者等が変更された場合

(2) 協力井戸の改良等により、登録内容に変更が生じた場合

(登録解除の手続)

第9条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸登録解除届出書(様式第4号)により会長に届け出るものとする。

(1) 井戸を廃止した場合

(2) 井戸の使用を中止した場合

(3) 井戸を譲渡した場合(土地・建物の売却に伴うものを含む。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域住民等への井戸水の提供ができなくなった場合

2 会長は、次に掲げる場合は、協力井戸としての登録を解除するものとする。

(1) 前項の届出があった場合

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなった場合

(3) 会長が、協力井戸として適当でないと認めた場合

3 前項の場合においては、災害時協力井戸登録解除通知書(様式第5号)により協力井戸の所有者等に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

| 検査項目 | 単位 | 水質基準 |
|------|----|---------|
| pH値 | - | 5.8~8.6 |
| 臭気 | - | 異常でないこと |
| 色度 | 度 | 5以下 |
| 濁度 | 度 | 2以下 |

別表第2 (第4条関係)

| 検査項目 |
|---------------|
| 一般細菌 |
| 大腸菌 |
| 亜硝酸態窒素 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 |
| 鉄及びその化合物 |
| 塩化物イオン |
| 有機物 (TOCの量) |
| pH値 |
| 臭気 |
| 色度 |
| 濁度 |

災害時協力井戸登録申込書

年 月 日

新穂地域づくり協議会
会長 様

（所有者又は管理者）

住 所：佐渡市

氏 名：

電話番号：

私が所有（管理）する井戸を、災害時協力井戸として登録することを申し込みます。
なお、災害時協力井戸に登録された場合には、次の事項に同意します。

- (1) 地域の方々に対し、生活用水（非飲用）として井戸水を無償で提供すること。
- (2) 井戸の所在地、所有者（管理者）などを名簿等により公表すること。

| | | |
|--------|---|---|
| 井戸の所在地 | 佐渡市 | |
| | 位置： <input type="checkbox"/> 宅地内（ <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外） <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他 | |
| 井戸の仕様等 | 井戸の種類 | <input type="checkbox"/> 掘抜井戸（丸井戸） <input type="checkbox"/> 打込井戸（管井戸） |
| | 汲み上げ方法 | <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ <input type="checkbox"/> 電動・手動ポンプ併用 <input type="checkbox"/> その他（ ） 停電時の使用 <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 |
| | 使用状況 | <input type="checkbox"/> 日常的に利用 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水（洗濯、掃除、風呂等） <input type="checkbox"/> 業務用 <input type="checkbox"/> 農業用水 <input type="checkbox"/> その他（庭・池水等） <input type="checkbox"/> あまり利用していない |
| | 水質検査 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない |

※ 内に✓印を付け、必要事項を記載してください。

災害時協力井戸登録決定等通知書

年 月 日

様

新穂地域づくり協議会
会長



登録申込がありました井戸について、下記のとおり通知いたします。
なお、併せて実施しました井戸水水質検査の結果をお知らせしますので、参考にしてください。

記

| | |
|--------|-----|
| 井戸の所在地 | 佐渡市 |
|--------|-----|

- 災害時協力井戸に登録いたしました。

登録番号：

注1：同封の「災害時協力井戸の家」標識は、玄関等地域の方の目に留まるところに掲示してください。

注2：同封の「災害時協力井戸」プレートは、災害時に協力井戸周辺に掲示ください。

注3：同封の「簡易水質検査試薬」は、災害時に井戸水の水質を確認するためのものです。井戸水を使用させる前にご使用ください。か使用してください。

- 災害時協力井戸に登録できませんでした。ご協力ありがとうございました。

理由：災害時協力井戸としての登録要件を備えていないものと判断いたしました。

井戸水水質検査の結果

| 検査項目 | 単位 | 検査成績 | 水質基準 |
|---------------|--------|------|----------|
| 一般細菌 | /mL | | 100以下 |
| 大腸菌 | /100mL | | 検出されないこと |
| 亜硝酸態窒素 | mg/L | | 0.04以下 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | mg/L | | 10以下 |
| 鉄及びその化合物 | mg/L | | 0.3以下 |
| 塩化物イオン | mg/L | | 200以下 |
| 有機物(TOCの量) | mg/L | | 3以下 |
| pH値 | - | | 5.8~8.6 |
| 臭気 | - | | 異常でないこと |
| 色度 | 度 | | 5以下 |
| 濁度 | 度 | | 2以下 |

災害時協力井戸登録変更届出書

年 月 日

新穂地域づくり協議会
会長 様

（所有者又は管理者）

住 所：佐渡市

氏 名：

電話番号：

災害時協力井戸の登録内容について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 協力井戸の登録番号及び所在地

| | |
|-------|---------|
| 登録番号： | 所在地：佐渡市 |
|-------|---------|

2 変更事項

(1) 所有者等の変更

| | |
|--------------|--|
| 変更前 所有者(管理者) | |
| 変更後 所有者(管理者) | |

(2) 井戸の仕様等の変更

| | |
|-------|--|
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |

災害時協力井戸登録解除届出書

年 月 日

新穂地域づくり協議会
会長 様

（所有者又は管理者）

住 所：佐渡市

氏 名：

電話番号：

私が所有（管理）する井戸を、災害時協力井戸の登録から解除することを、下記のとおり届け出ます。

記

1 協力井戸の登録番号及び所在地

| | |
|-------|---------|
| 登録番号： | 所在地：佐渡市 |
|-------|---------|

2 解除理由

該当するものに✓印を付けてください。

- 井戸を廃止した。
- 井戸の使用を中止した。
- 井戸を譲渡（土地・建物の売却に伴うものを含む。）した。
- 井戸水の提供ができなくなった。
- その他（ ）

様式第5号（第9条関係）

災害時協力井戸登録解除通知書

年 月 日

様

新穂地域づくり協議会
会長 ⑩

下記の井戸について、災害時協力井戸の登録を解除いたしましたので通知いたします。

記

1 協力井戸の登録番号及び所在地

| | |
|-------|---------|
| 登録番号： | 所在地：佐渡市 |
|-------|---------|

2 解除理由